

要望事項	回答
1. 誰もが安心して働き続けられる環境整備（雇用・労働政策）	
（1）誰もが安心して働ける環境の整備	
①求職者と人材不足業界とのマッチング支援強化	現在、企業の合同説明会への参加や求人情報誌への求人情報の掲載などに対し中小企業活性化補助金を交付することで、企業の人材確保事業を支援しています。 また、人材を求める企業と子育て世代等の短時間勤務を希望する方とのマッチングを支援していきます。
②高齢者や障がい者が活躍できる機会の提供に取り組むとともに、安心して働ける職場環境整備	高齢者が役割を持って社会参加できる場を就労的活動の場とし、ボランティアやコミュニティ、シルバー人材センター等、活動の場を提供できる団体等と、就労的活動の取組みを実施したい事業者等をマッチングする、就労的活動支援コーディネーターを配置しています。高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、高齢者が活躍できるよう支援します。 また、就職を希望する障がい者に対し、就労移行支援や就労継続支援等の障害福祉サービスの給付を行い、就労に向けた訓練と自立促進を図り、就労を支援しています。
③就職氷河期世代の雇用・就労機会の実現に向けた能力開発支援や適切な就職・定着支援と若年層の就職・定着を促進させる奨学金返還の支援	町独自の支援はありませんが、県の「就職氷河期世代」の就職支援や奨学金返還制度を紹介するなど、県と連携を図りながら支援しています。
④外国をルーツとする労働者に対し、多言語での情報の提供と母国語による相談・支援体制の整備・拡充	ポルトガル語、英語・タガログ語通訳 2 名に加え、2022（令和 4）年度から外国人の来庁が多い延長業務日のみ、ポルトガル語通訳 1 名を配置し、来庁する外国人への通訳、翻訳及び相談業務を行っています。 また、ポルトガル語、英語・タガログ語以外の言語には、三者間通訳機器を導入し、中国語、ベトナム語など15言語に対応しています。その他にも、行政情報や生活情報を掲載した外国人向けの広報誌を年 4 回、ポルトガル語及び英語で作成し、町内各施設で外国人の方が手に取れるよう設置するとともに、ホームページ及びカタログポケットにも掲載しています。 ボランティア団体への委託によって、県営東浦住宅集会所では、年間24回以上、土曜日に日本語教室を、年間72回以上、水曜日と土曜日に子ども日本語教室を開催しています。また町内コミュニティセンターでは、年間24回以上、日曜日日本語教室を開催しています。 今後も、在住外国人の方が言葉の壁等により地域から孤立することのないよう支援していきます。
⑤ひとり親家庭や、生活保護受給者の自立的な生活に向けた就労支援	ひとり親家庭や生活保護受給者等への就労支援については、愛知県が生活保護受給者等就労自立促進事業として、巡回相談などを実施しており、相談があった際には必要に応じて、愛知県へのつながを行っています。
⑥男女平等参画の実現と男女間の格差解消と、DV被害など困難な状況にある女性への支援	男女共同参画に関するアンケートやパブリックコメントなど、住民の方々からさまざまな意見やご提案をいただき、男女共同参画委員会において第 3 次東浦町男女共同参画プランを策定し、男女間の格差解消や男女ともDV被害など困難な状況にある方への支援や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）などを含めた、男女共同参画社会を実現するための計画に沿って行動しています。

要望事項	回答
（２）中小企業への支援強化	
①ＤＸ、デジタル化とカーボンニュートラル目標達成に向けて、取り組む産業・企業に対する支援	IT導入等に係る経費に対して、支援を行っています。
②適正取引・労務費を含めた価格転嫁にむけた実効性ある取り組み	町が所掌する事務権限では、単独で実効性のある取り組みを行うことは難しいです。そのため、国が各県に設置している「価格転嫁サポート窓口」を紹介するなど、関係機関と連携を取りながら中小企業の価格交渉・価格転嫁のサポートを行っています。
③中小企業振興と地域活性化に向け、中小企業振興基本条例の制定と実効性ある取り組みの推進	中小企業振興基本条例は、あくまでも理念条例であり実効性を担保するものではありません。 本町では、条例が制定されておきませんが、地域産業の健全な発展が地域住民の生活を支え、地域活性化につながるという考えのもと、中小企業に対する支援策を各種展開しています。 したがって、現時点では、中小企業振興基本条例の制定については考えておりません。
２．誰一人取り残さない子育て環境と医療・福祉の構築（教育・医療・福祉政策）	
（１）教育環境の整備・充実	
①学習の機会均等にむけた学校の通信環境の強化と情報通信技術支援員の確保	はじめに、学校の通信環境の強化についてですが、2020（令和２）年度に校内LAN環境を整備し、GIGAスクール構想下での通信環境の整備を完了しています。それ以降、学校現場等からは、通信ネットワークの大規模な改修を要するような障害等の報告はありませんが、2025（令和７）年度に既存１人１台端末が５年経過を迎え、更新のための補助金交付要件として、より日常的な利活用が求められていることから、これに対応可能な通信速度を確保するため、端末更新前にネットワークアセスメントを実施する予定です。 次に、情報通信技術支援員についてですが、本町では、ICT支援員として、2023（令和５）年度から学校のICTを支援する者を配置しており、2025（令和７）年度も引き続きICT支援員の配置を継続する予定です。
②養護教員の複数配置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの全校配置や連携体制の構築など人的配置の拡充	生徒数に対し、養護教諭が少ない東浦中学校では、養護教諭の免許を持った者を町が雇用し、既に複数配置としています。 スクールカウンセラーについても、既に県教育委員会から派遣された５名が各校を巡回しています。また、各校に心の健康相談員１名を配置しており、子どもたちの相談に対応しています。スクールソーシャルワーカー（通称、こどもと親の相談員）については、学校教育課に２名配置し、日々、不登校、いじめ、虐待や貧困等の問題の把握に努めています。
③35人学級の拡大等、学校教育環境の変化に合わせ、学校関連施設の運営課題の確認と課題解決に向けた支援	学校施設においては、個別最適な学びや協働的な学びを推進していくためにもオープンスペースや少人数指導を行う上の教室の確保が課題です。また、特別支援学級や通級指導教室を希望する児童生徒の増加、校内教育支援センターでの学習を希望する生徒の増加に伴い、それぞれの教育的ニーズに合わせた教室の確保も課題です。エアコン未設置等の課題もありますが、空き教室の利活用を進める等の対応を考えています。 また、学校給食センターでは、35人学級の拡大に向けクラス数が増えた場合の食缶やコンテナ等の確保が課題です。課題解決に向けて、児童生徒数の把握に努め、35人学級の拡大によりクラス数が増えても対応できるように食缶等の準備を進めています。

要望事項	回答
④部活動改革にむけ、地域においてスポーツ・文化活動が実践できる環境整備	中学生が多様な文化・スポーツ活動に親しむことができる機会を確保するため、中学校で行われている部活動とは別に、町が運営し、地域の方が指導者となって活動する「ひがしら地域クラブ」を2023年9月より立ち上げました。2024年10月現在、10種類の活動が町内の3中学校等を拠点に行われています。今後は、ニーズを踏まえて、今までの「親しむ活動」だけでなく、「競技力向上を目指す活動」も行っていきます。 また、町内で活動しているスポーツ・文化活動団体にも協力要請し、活動情報等を取りまとめて生徒に提供することで、多様な選択肢の中から自ら過ごし方を決定することができる環境を整えています。
⑤L G B T Q等の多様な性や生理に対して正しい理解に向けた教育を推進	性的マイノリティやLGBTRQなどについて、教職員に対して情報を発信し、理解促進を図るとともに、多様な生き方を認め合い、個性を尊重できるよう学校や家庭など、あらゆる場を通じて人権に対する啓発活動を推進します。 また、生理については小学4年で思春期の男女の体の変化について学習する中で、初経・月経等の仕組みについて学びます。中学1年ではさらに詳しく生理の仕組みを学び、生命を生み出す体へ成熟していくことについて理解を深めています。
⑥「県民の日学校ホリデー」について、親が休めない家庭や生活困窮により出かけることができない家庭もあるため、児童クラブなど子どもの居場所の確保と、地域企業や関係団体と連携し、子どもたちが地域で学び、楽しく過ごせるような取り組みの推進	2023（令和5）年度の「県民の日学校ホリデー」においては、地元企業の協力によるワークショップ及び工場見学の実施や、各地区児童館を朝から開館し、それぞれの児童館において様々な遊びを用意しました。 2024（令和6）年度の「県民の日学校ホリデー」においては、昨年度に引き続き、地元企業の協力によるワークショップ及び工場見学の実施、企業の施設見学及び交流、文化センターを始めとする公共施設を会場とした親子または子ども達を対象とした学びに関するイベント、各地区児童館を朝から開館し、それぞれの児童館において様々な遊びを用意するほか、地域の方々や町若手職員などと一緒に体を動かしたり学んだりする企画を行いました。 あわせて、県及び県観光協会が取りまとめる情報を、町公式SNS及び小中学校向け保護者連絡サービスtetoruなどを通じて、本町の取組だけに限らず、愛知県内全域のイベントへ広く参加いただけるよう周知を図っています。 今後も取組内容の充実に努めていきます。
（2）子育て支援・子どもへの支援	
①児童・生徒、若年層の自殺防止対策の強化	児童・生徒が、さまざまな困難やストレスの対応方法を身につけ、適切な対応ができるよう、保健体育、道徳、総合学習など、様々な機会を通じて取り組みます。 また、スクールソーシャルワーカー、心の健康相談員、スクールカウンセラーを配置・派遣し、いじめや不登校、学校生活や家庭生活における悩みについて、相談・面談等により、児童生徒の心の安定を図るとともに、早期発見や早期対応を図ります。 小・中・高等学校の児童生徒に対し、生涯にわたるいのちと性についての教育を行うことで「生きる力」を育み、心身の健康づくりの促進を図ります。 また、臨床心理士等による「こころの保険室」を定期的に開催し、身近なところで専門家に相談できる機会を設けています。 このほか、こころのSOSサインに気づき、声をかけ、見守り方を学ぶ「ゲートキーパー養成研修」を町職員や民生委員を対象に実施し、自殺対策を支える人材の育成を図りました。今後は地域における自殺対策ネットワークの強化や充実を図るため、若年層等への働きかけについて、検討していきます。

要望事項	回答
②幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の労働環境と処遇の改善、研修やスキルアップ制度などの環境整備	町立保育園において、保育ICTシステムを2024年10月から導入しています。登降園の打刻機能や、乳児の帳面記録、幼児の保育記録をタブレット端末内で行うなど、保育ICTシステムの導入を機に、保育士と一緒に検討して、保育士業務の見直しを行っています。 また、環境整備や業務内容の精査だけでなく、年次ごとの採用保育士を集めて研修を開き、ひとりひとりの気持ちを受け止める機会づくりを行っています。 放課後児童支援員においては、有資格者の増員を目指し、計画的に研修の受講を行い、有資格者確保に努めています。 また、2022年2月から国の補助を受け、保育士等の処遇改善を行う民間保育所に対して、町が交付金を交付することで雇用環境の整備及び処遇の改善に努めています。
③待機児童の解消のため、職員配置の改善や安全面の強化などの質の担保された保育の受け皿の整備促進	現在の保育ニーズは、共働き世帯の増加等により、乳児保育にあります。町立保育園の保育室にも限りがあることから、待機児童の解消には、町立保育園だけでなく、民間保育所の存在も重要になります。 町内の認可民間保育所は、幼保連携型認定こども園東ヶ丘幼稚園、あしたがすき保育園、めどっこ保育園の3箇所あり、町と連携して、待機児童の解消に努めています。 国から保育士の配置基準の見直しが示されました。本町では保育士の人材不足などから、町立保育園8園の一部の運営主体及び設置主体を民間事業者が行うことを進めており、町立保育園では、新たな配置基準を満たした保育士の配置が期待できます。加えて、昨今、さまざまな状況の子どもがいる中で、子どもに合った、多様な保育が求められています。民営化を進める中で、保育の選択肢を増やし、「子どもの最善の利益」のための環境整備に努めていきます。
④給食費の助成拡充および18歳までの通院費・入院医療費の助成拡充	学校給食費については、学校給食法に基づき『食材の購入費は学校給食費として保護者が負担すること』となっており、子どもたちへの食育の観点からも町独自で減免（公費負担）等の措置をする予定はありません。（経済的な理由により、お支払いが難しい方には就学援助の制度があります）昨年10月より児童手当が拡充されたことや、今後の政府の物価高騰対応など、保護者負担全体の中で捉えつつ、財源を含め国の無償化に関する議論を注視してまいります。 2024年10月から子ども医療助成制度の対象年齢を通院・入院ともに、18歳に達する日以降最初の3月31日までに拡大しています。

要望事項	回答
⑤虐待の予防と早期発見のための児童相談所等の職員体制強化	就学前の子どもは、自分でSOSの声を上げることや伝えることがうまくできないため、重大事案に発展する可能性が高く、早期把握が非常に重要になると認識しています。 早期把握するため、健康課では保健師が、妊娠届出時の面接や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診等を通じて積極的に乳幼児世帯と関わることで、心配な世帯の把握に努めています。 また、子どもと接する機会が多く、子どもの変化に気づきやすい保育園や幼稚園で、子どもや保護者の様子を把握するとともに、コミュニティソーシャルワーカー、地域、医療機関などの関係機関とも情報共有、連携を行いながら、児童虐待の早期発見・早期把握に努めています。 また、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援等を行うため、2025年4月の機構改革に合わせて、こども家庭センターが設置できるよう準備を進めています。 機構改革では、子育てと教育を結び付け、子どもの育ちを一貫して所管し、子どもの未来を描ける部署を創ります。乳児から社会に出るまで、子どもたちの育ちを今までより広い範囲で最後までフォローしていきます。
⑥ヤングケアラー、ダブルケアラーの実態把握と対象者へ対しての適切な支援	「ヤングケアラー」や「ダブルケアラー」は、社会的な認知度が低いことや、家庭内のプライベートな問題であることなどから、子ども自身が自分の抱えている問題を認識しておらず、誰にも相談できずにいる状況も多々あるため、支援が必要であっても表面化しにくく、実態を把握することが課題であると考えています。 子供と接する機会が多く、子供の変化に気づきやすい町内小中学校などで情報収集や相談体制を充実させていくとともに、町広報紙などを利用した情報発信を行い、社会的認知度を向上させ、コミュニティソーシャルワーカーや地域、医療機関などの関係機関とも連携しながら、早期発見・早期解決を図っていきたいと考えています。
⑦子どもの貧困について、誰もが利用しやすい居場所づくりの推進、フードバンクなどのNPO団体への支援、相談支援体制の強化	地域の居場所として、総合子育て支援センター「うららん」や、各小学校区には児童館があります。各児童館では、子どもや親子だけでなく、多世代が交流できる居場所として、地域住民とも交流を図っています。 また、町社会福祉協議会が行っているフードバンクや、「あいち子ども食堂ネットワーク」に登録している本町の子ども食堂の団体に対して、適宜、必要な情報を提供しています。 なお、要支援児童への支援の中で、食糧支援が必要な場面においては、フードバンクの活用をするなど団体との連携体制を整備しています。

要望事項	回答
（３）医療体制の充実	
①骨髄提供者助成事業整備への働きかけ	本町では、2016（平成28）年度から骨髄移植提供者、2019（令和元）年度からは骨髄移植提供者の方が勤務する事業所に対して、すでに助成事業を実施しています。 今後は、助成事業を継続実施するとともに、町内の献血協力企業等に対し、チラシの配布等の周知依頼を行っていきます。
②かかりつけ医と地域医療支援病院との連携促進など地域医療体制の強化	衣浦定住自立圏における取組の一環として、刈谷豊田総合病院より衣浦定住自立圏内の診療所等との連携を推進するために構築された地域医療ネットワークシステムの良好な管理を保持するため、刈谷市、知立市、高浜市、東浦町で補助金を支給し、地域医療支援病院との連携推進など地域医療体制の強化を図っています。
（４）高齢者福祉と孤独・孤立対策	
①介護施設での虐待やハラスメント防止のための研修、指導の充実	保険者である知多北部広域連合において、介護施設への指導・監督時に事故報告等を確認し、必要に応じて聞き取りを行うとともに、施設の安全対策について、適宜、改善指示を行っています。また、指導時に、併せて安全対策や防止対策の有無について確認をしています。なお、知多北部広域連合では、介護職員の資質向上に資する研修を行っており、介護施設での虐待やハラスメントを防ぐ取り組みを支援しています。
②孤独死防止にむけた民生委員等による孤独高齢者の掘り起こしと関係団体との連携支援	孤独死される方をはじめ、社会的な孤立が地域課題となっています。本町では、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、民生委員や様々な分野の専門機関が連携し、問題解決に向けて取り組んでいます。また、重層的支援体制整備事業として、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、複合化・複雑化した地域課題に対応しています。
③介護職員処遇改善加算の申告の徹底、介護従事者の働きがいのある職場づくりの推進	保険者である知多北部広域連合において、地域密着型サービス事業所への指導・監督を通じて介護従事者の労働条件・環境の改善を促しています。また、介護職員処遇改善加算の届出については、引き続き事業所へ適宜通知を行い、申告の徹底を図っていきます。
④地域包括ケアシステムの深化・推進と地域包括ケアセンターの周知	本町では、地域包括ケアシステムの構築に向け、医療と介護の連携、認知症施策、生活支援体制整備を進め、2017年度からコミュニティソーシャルワーカーの配置等を行ってきました。引き続き、地域、各団体、関係機関と連携して、本町の地域性に合った、子どもから高齢者までを対象とした地域包括ケアシステムの推進を行っていきます。また、高齢者の総合相談窓口である東浦包括支援センターについて、広報紙やホームページで周知を行っていきます。

要望事項	回答
⑤認知症高齢者への対策と介護を行っている家族への支援	認知症高齢者への対策と介護を行っている家族への支援として、認知症サポーター養成講座など認知症に関する理解を深める取組や、万が一の事故に備える保険や、G P S 機器初期費用の助成など安心して外出するための取組、認知症初期集中支援チームなど医療及び介護の連携体制の整備、家庭介護用品の支給や要介護者介護手当の支給などを行っています。
⑥高齢者の健康維持・介護予防のための、希望する高齢者が就労や社会貢献活動に取り組める社会づくりと、高齢者の健康診断受診率の向上への取り組み	高齢者が役割を持って社会参加できる場を就労的活動の場とし、ボランティアやコミュニティ、シルバー人材センター等、活動の場を提供できる団体等と、就労的活動の取組を実施したい事業者等をマッチングする、就労的活動支援コーディネーターを配置しています。高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートすることにより、高齢者が活躍できるよう支援します。 高齢者の健康診断（長寿健康診査）受診率向上への取組については、がん検診や各地区健康講話、介護予防教室、健康状態不明者への訪問時のほか、町ホームページや広報紙、回覧、町内医療機関での掲示等で受診率向上に取り
⑦孤独・孤立対策支援法にもとづき、対策協議会を設置するとともに実態把握と支援の実施	本町では、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、様々な分野の専門機関が連携し、実態把握や支援など問題解決に向けて取り組んでいます。また、重層的支援体制整備事業として、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、複合化・複雑化した地域課題に対応しているため、現時点で対策協議会を設置する予定はありません。
3. 安全で安心して生活できる社会の構築（暮らし政策）	
（1）防災・減災対策	
①災害時に連携できるよう、地域住民・企業・NPOなどの関係団体が平時から「顔の見える関係」を構築できる場の設置	災害時に関係団体が連携できるよう、総合防災訓練などにおいて、地域住民や企業などの連携を図っています。 また、企業が開催するイベントに参加することにより、関係団体同士の連携に努めています。
②帰宅困難者等の受け入れ施設となる公共施設の周知徹底と徒歩帰宅支援ステーションの拡充	帰宅困難者対策については、2006年に石油製品販売業者と徒歩帰宅者支援に関する協定を締結し、2007年に徒歩帰宅困難者支援マップを作成しています。 また、2018年度に徒歩帰宅困難者支援マップを更新し、イオンモール東浦などで配布しています。 引き続き、徒歩帰宅ステーションの拡充や周知を図っていきます。
③豪雨災害を防止するため、道路冠水想定箇所の現状点検と冠水防止にむけた対策整備の推進	道路パトロールの実施及び住民の皆さんのご協力もいただきながら、水路内の堆積物やグレーチングの草の詰まりといった排水を阻害する要因に対し、定期的な浚渫など冠水防止に向け、適切な維持管理をしていきたいと考えています。
④災害時要配慮者への正確な情報伝達と安全な避難行動に向けた対策の推進	災害時要配慮者への正確な情報伝達については、防災行政無線のほか、町ホームページやＬＩＮＥ、登録制メール、ＳＮＳ、Ｌアラートなどを活用し、テレビ、ラジオをはじめ、できるだけ多くの手段を用いて、緊急情報を迅速に伝達できるよう努めています。 安全な避難行動については、民生委員や自主防災会等の協力を得て、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、個別避難計画を作成していく中で、より避難行動への対策が具体化されていくものと考えています。

要望事項	回答
⑤多言語対応されたハザードマップの整備と周知の徹底	2021年12月に発行された防災マップ（ハザードマップの内容を含む）は、英語版、ポルトガル語版、中国語版、ベトナム語版も作成の上、町HPへの掲載及び各種イベントで配布も行っています。 引き続き、さまざまな媒体や機会を捉え、周知を図っていきます。
⑥避難所における災害時要配慮者用の備蓄品の拡充とプライバシー確保およびライフライン途絶時における衛生的な環境の確保	学校、各地区自主防災会及び防災危機管理課で定期的に打ち合わせを行い、備蓄品に関する意見交換や、避難所となる学校における部屋などの使用用途を定め、プライバシーが確保されるよう努めています。 ライフライン途絶時に衛生的な環境の確保について、電力会社との連携や、応急給水やトイレ問題への対応を始めとし、各関係機関と連携しながら、衛生環境の確保に努めていきます。
⑦消防団の体制強化のための若年層の消防団への加入促進とインセンティブの導入	現在、消防団への加入促進の一環として、啓発品の配布などを行っています。また、2022年4月には、消防団員の年間報酬及び出勤報酬の増額を行いました。 また、2023年度から観閲式の廃止、年末夜警実施日の縮小など、処遇改善を実施しています。 愛知県には、「あいち消防団の応援の店」という、県内の消防団員や、消防団員を支えている家族に料金割引などのサービスを提供していただく制度があるため、この制度の周知も行っています。 引き続き、加入促進の啓発に努めるとともに、報酬額については、他市町の動向も踏まえつつ、適正額を検討していきます。
（２）防犯・交通事故撲滅への整備および安心・安全な交通インフラの維持	
①関係機関と連携した交通安全対策の強化	交通安全対策について、通学路等の危険箇所の改善を関係機関と協議し、安全確保に努めています。
②自転車の自賠責保険の加入促進とヘルメット購入補助制度活用に向けた周知	愛知県が2021年4月1日に施行した「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」において、2021年10月1日より自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化となりました。学校や町内企業、自転車小売店等と協力し、自転車利用者や購入者等に対して、必要な情報提供を行いながら、自転車の安全で適正な利用の促進に努めています。 また、ヘルメット着用について広報誌やキャンペーン等で啓発活動を行っていくとともに、引き続き自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助しています。
③「侵入盗」、「自動車盗」への対策強化と防犯カメラ等の犯罪抑制となる機器の設置および増設	侵入盗、自動車盗等への対策として、防犯キャンペーン等で啓発物品の配布を行うとともに、各地区において定期的又は必要に応じてパトロールを実施していただくなど、啓発活動を行っています。なお、防犯カメラ等の犯罪抑制となる機器は警察と相談のうえ、町内の主要地点には設置したために増設は行いませんが、今後は既存の機器の更新を行いながら維持管理をしていきます。 なお、2025年4月より、犯罪行為等のあった又はそのおそれがある建物等の所有者又は管理者若しくは犯罪行為等を受けた又はそのおそれがある個人を対象に防犯カメラの貸し出しを行い、犯罪行為の抑止を図り、安心安全なまちづくりを推進します。
④自転車および特定小型原付自転車に関するルールや罰則の周知	交通安全キャンペーン等を通じて、普及啓発を行っています。
⑤安心・安全な交通インフラ維持のため、自治体ライドシェアを導入検討する際の地域公共交通会議での真摯な議論の実施	自治体ライドシェアのみではなく日本版ライドシェアやデマンド交通など含めて、住民の皆さんの移動の確保のため地域公共交通会議で導入検討していきます。

要望事項	回答
（３）差別のない社会の実現	
①人権が尊重されるまちづくり条例の制定	基本的人権の尊重は、社会における共通の原理であり、日本国憲法の理念とするところであることから、条例制定を行う予定はありません。なお、すべての方の人権が尊重され生活できるよう、個々の分野できめ細やかな施策を推進していきます。
②就職採用選考における差別防止する為、「統一応募用紙の使用」「個人の適正・能力判定に不要な質問の禁止」「健康診断は必要な特定職種に限定」を企業や関連団体等に周知徹底	町商工会と連携し、町内企業の状況把握に努め対応について検討します。
③L G B T 理解増進法に基づき、性の多様性に対する理解促進に向けた啓発強化	性的マイノリティや、様々な事情により婚姻制度や養子縁組制度を利用することができない住民の生きづらさや困難の解消を図るとともに、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しています。 また、L G B T Q + についての基礎知識を習得し、当事者のおかれた状況を理解するとともに、役場職員としての適切な対応を学ぶため、職員研修を行うとともに、広報紙や講座等を通じて、多様な性に対する理解促進を図っています。
④様々な事情から、既存の婚姻制度を利用できないパートナーなどに対する「パートナーシップ制度」、「ファミリーシップ制度」の導入検討および「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」利用者に対する家族を対象とした行政サービス適用制度の構築	2024年4月1日よりパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を設けています。また、愛知県内50市町と連携協定を結ぶとともに、今後は、大阪・京都・兵庫が行っているパートナーシップ制度自治体間連携ネットワークにも参加し、利用者の利便性を図っています。 東浦町では、利用者の方への手引きを作成し、手引き内で利用できる行政サービスの一覧を掲載しています。
（４）健全な消費社会と環境社会の実現	
①カスタマーハラスメントの防止に向けた消費者への啓発	本町において、企業や労働者からカスタマーハラスメントに関する相談や要望等について、これまでのところ確認されていませんが、東京都でカスハラ防止条例が制定され2025年4月から施行されるほか、愛知県においても2025年6月に条例案の提出を目指すとしています。本町としても愛知県の動向を注視するとともに、労働者が働きやすい職場環境を整備していくため、ホームページにカスタマーハラスメントの事例などを掲載するなどの注意喚起により、消費者への啓発を進めていきます。
②特殊詐欺等の対策、周知、相談窓口の体制強化と若年層にむけた啓発強化	特殊詐欺等への対策として、特殊詐欺等被害防止対策機器を設置した者に対し、購入及び設置に要する費用の一部を補助する特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金を2024年度から新設しました。 また、特殊詐欺等に関する周知は、町広報紙や町ホームページなどで周知を行っています。 相談窓口としては、知多半田消費生活センターや半田警察署で体制を整えておりますので、相談窓口の周知についても十分に行っていきます。また、若年層については、東浦高校や二十歳のつどいなどと連携しながら、適宜、成人年齢引き下げによる契約などについて周知を行います。
③食品ロス削減に向けたフードバンク活動の普及促進と支援	3か月に1度フードドライブを東浦町社会福祉協議会と連携し実施しており、住民や企業から食品の提供いただいています。フードドライブと合わせて、フードバンクの活動についても普及推進を図ります。
④脱炭素社会、持続可能な社会をめざした生活様式転換の周知・啓発とプラスチックゴミ排出量の削減に向けた啓発	脱炭素社会、持続可能な社会の実現に向け、引き続き、町広報紙やホームページなどを通じて、消費行動の変容やライフスタイルの変革を促すための周知・啓発に努めています。 また、プラスチックごみの排出抑制・資源循環を推進するため、一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）の個別施策に定める製品プラスチックの分別回収のほか、使い捨てのプラスチック製品の使用を控えることや代替品の使用推奨などの啓発活動をしています。

要望事項	回答
4. 生活者に寄り添った行政運営の構築（地域・行政改革政策）	
（１）公契約条例の制定の推進と適正な運用	
①公契約を活用した適正な労働条件の確保とさらなる政策推進と検証	公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正により発注関係事務の運用に関する指針が示されておりますが、労働者の賃金を始めとするさまざまな勤務条件に関する基準については、1つの自治体では容易に解決できないことから、市町村ごとの条例制定ではなく、国や県が中心となって必要な措置を講ずるよう働きかけています。 地元事業者の意見を聞きながら、かつ、知多５町の足並みをそろえることも考えつつ、条例制定を検討しています。
（２）政治への参画	
①投票所（期日前投票所を含む）の増設と、投票日の周知徹底と共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定	投票所の増設については、投票会場の確保が難しいことから、現在のところ増設する考えはありません。 投票日については、町広報誌やホームページ、SNS等への掲載により、周知を図っています。 共通投票所の設置については、各投票所情報を共通で管理する為にシステム導入及びネットワークの改修工事を行う必要があります。導入にあたっては、共通投票所の導入市町の状況などを踏まえ、他の投票区に行く人が多く見込まれるのか、削減できる投票所があるのか等も併せて慎重に検討を行っていく必要があり、現在のところ共通投票所を設置する予定はありません。 期日前投票所の投票時間については、役場以外に期日前投票所を設置する予定がない為、現在の役場の期日前投票所は、公職選挙法で定められた投票時間で引き続き実施していきます。
（３）健全な財政の運営	
①歳出についての政策・行政評価、情報公開と効率的な執行	行政評価を用いて施策の成果や効率性を評価し、その結果に基づいた改善を次の企画立案や事業実施に反映するためのPDCAサイクルを確立します。また、行政評価結果をホームページで情報公開することで、住民の皆さんへの説明責任を果たし、透明性が高く、効率的な行政運営を行います。
（４）良質で公平な公共サービス	
①非常勤職員と会計年度職員の給与に関し、給与改定時の遡及適応など常勤職員との均等・均衡待遇の確保	給与改定時の遡及適応については、2025（令和７）年度から実施する予定であり、常勤職員と同様に人事院勧告を反映するなど、均等・均衡待遇の確保に努めています。
②各種行政手続の電子化をはじめとする行政運営のデジタル化の推進と多言語化の推進	各種行政手続・行政運営のデジタル化については、県下市町村で共同利用している電子申請・施設予約システムを活用していくとともに、LINEの機能拡充などデジタル化を推進しています。今後も町単独での住民の利便性向上に努めています。 多言語化の推進としては、ポルトガル語、英語・タガログ語以外の言語に、三者間通訳機器を導入することで、在住外国人の方が言葉の壁等により地域から孤立することのないようにしています。
③持続可能な水道の実現のための水道事業体における専門人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みへの支援	専門人材である技術職員については、水道事業に限らず、人材確保に苦慮しているところです。 人材育成については、技術的な研修会や講習会への継続参加に努めています。 また、2025(令和７)年度に予定している機構改革では、経営部門と工事部門を分離し、それぞれの専門性を高めることで課題解決の加速化や技術の継承など持続可能な事業運営に繋げていきたいと考えています。